| | |
|---|---|
| ② 事業者は、日常生活用製品等の利用等に伴う温室効果ガスの排出に関する情報の提供に当たっては、必要に応じ、地方公共団体、全国地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会、地球温暖化防止活動推進員その他の地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に識見を有する者の協力を得つつ、効果的にこれを行うよう努めること。 | ② 事業者は、日常生活用製品等に関する情報の提供に当たっては、必要に応じ、地方公共団体、全国地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会、地球温暖化防止活動推進員その他の地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に識見を有する者の協力を得つつ、効果的にこれを行うよう努めること。 |
| 2 日常生活用製品等の製造等を行う事業者が講ずべき具体的な措置<br>事業者は、日常生活用製品等の製造等を行うに当たっては、その利用等に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うように努めるとともに、製造等する日常生活用製品等の環境性能や温室効果ガスの排出の量のより少ない利用方法等に関する情報を提供するよう努めること。次に示す項目ごとに、該当する日常生活用製品等の製造等について、次の措置を講ずること、及び情報の提供について、当該日常生活用製品等の環境性能や温室効果ガスの排出の量のより少ない利用方法等に関する情報を提供することが望ましい。<br>(1)～(6) （略）<br>(7) その他の消費行動及び投資に関する事項<br>① カーボンフットプリント、カーボン・オフセット等その利用等に伴う温室効果ガスの排出の量等の環境性能又はその温室効果ガスの排出の量の削減の効果等の環境性能の向上の程度が表示された製品の製造等の推進<br>② 国や地方公共団体が促進する日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等に資する生活様式の転換等を図るための活動との連携<br>③・④ （略）<br>(8) （略）<br>別表第一～第四 （略） | 2 日常生活用製品等の製造等を行う事業者が講ずべき具体的な措置<br>事業者は、日常生活用製品等の製造等を行うに当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うように努めるとともに、製造等する日常生活用製品等の環境性能や温室効果ガスの排出の量のより少ない利用方法に関する情報を提供するよう努めること。次に示す項目ごとに、該当する日常生活用製品等の製造等について、次の措置を講ずること、及び情報の提供について、当該日常生活用製品等の環境性能や温室効果ガスの排出の量のより少ない利用方法に関する情報を提供することが望ましい。<br>(1)～(6) （略）<br>(7) その他の消費行動及び投資に関する事項<br>① カーボン・フットプリント、カーボン・オフセット等その利用に伴う温室効果ガスの排出の量等の環境性能又はその温室効果ガスの排出の量の削減の効果等の環境性能の向上の程度が表示された製品の製造等の推進<br>（新設）<br>②・③ （略）<br>(8) （略）<br>別表第一～第四 （略） |

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○気象庁告示第三号

気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第一条の四第二号ルの規定に基づき、降水粒子の分布及び状態を測定するレーダーの基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年四月十六日

気象庁長官　野村　竜一

降水粒子の分布及び状態を測定するレーダーの基準等の一部を改正する告示

降水粒子の分布及び状態を測定するレーダーの基準等（令和六年気象庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 2 気象業務法施行規則第１条の４第２号ルの水防活動の利用に適合する予報及び警報に活用するものとして気象庁長官が指定するものは、次の表の左欄に掲げる者が、同表の右欄に掲げるレーダーを用いて測定する降水粒子の分布及び状態とする。 | 2 気象業務法施行規則第１条の４第２号ルの水防活動の利用に適合する予報及び警報に活用するものとして気象庁長官が指定するものは、次の表の左欄に掲げる者が、同表の右欄に掲げるレーダーを用いて測定する降水粒子の分布及び状態とする。 |
| 国土交通省 （略）<br>熊山レーダ雨量計<br>（略） | 国土交通省 （略）<br>熊山レーダ雨量計<br>常山レーダ雨量計<br>（略） |

附　則

この告示は、令和七年四月十六日から施行する。